

「容量市場 メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2029 年度）（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	3	メインオークションにて発動指令電源にて応札し落札した後、容量確保契約の締結までの期間においてやむを得ない事情により安定電源への変更は可能か。またその逆（安定電源から発動指令電源）の変更は可能か。	電源等区分の変更はできません。募集要綱の電源等区分における電源等要件をご確認の上、適切な電源等区分にて登録してください。
2	3	実需給N年度向けメインオークションにて発動指令電源にて応札し落札した電源について、安定電源に求められる機能を具備できた後に、実需給N+1年度向けメインオークションにおいて安定電源としての申込を行うことは可能か。その場合のシステム切替等に伴うリードタイムがある場合はお伺いしたい（発動指令→安定電源に切替の場合は実需給N+2年度から安定電源としての申込可能など）。	可能です。リードタイム等は設けておりませんので、容量提供事業者にて判断してください。
3	11	1,000kW以上の蓄電池については安定電源としての参加を基本とするとの記載について、安定電源としての応札が必須なのではなく、電源等要件によっては発動指令電源としての登録が引き続き可能という理解で良いか。 1,000kW以上であっても、任意に卸売市場、需給調整市場およびその他の相対取引をする蓄電池は、安定電源(調整機能有り)の要件である、一般送配電事業者と余力活用契約を締結して、安定的に電気を供給(1日1回以上連続3時間以上)することが困難と整理（※）。 ※以下、No.4, 5を参照。「容量市場 メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2027 年度）（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答 https://www.occto.or.jp/iken/2023/files/230802_ikenboshuu_kekka_boshuuyoukou.pdf	容量市場に安定電源として参加することに関しては、供給計画ガイドラインや募集要綱等をご確認ください。需給調整市場へ参加すること等は、安定的に電気を供給することが困難の理由にはならないと考えられます。
4	12	バイオマス比率の厳密な上限管理の対象外であるFIT電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電等）の非FIT相当分の参加について、新たに買取上限比率の設定を行わずとも、混焼バイオマス相当で参加可能となった認識ですが、その際のバイオマス比率の設定方法について、記載いただきたい。 （実効性テスト断面：認定時の全体のバイオマス比率、実需給断面：月単位にて行われるバイオマス比率算定書兼報告書にて算定されるバイオマス比率計算値（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法規則第7条第2項及び同規則第17条第2項第1号に定める新エネルギー等電気相当量及びバイオマス比率）を基になど） ※参考箇所：容量市場に係るFAQ N.10より 経済産業省の「電力・ガス基本政策小委員会第30回制度検討作業部会」において、事業者ごとに下記いずれかの方式を選択できることと整理されております。 ・FIT制度において月単位での買取上限の設定を行う旨申請した上で、バイオマス発電部分については買取上限の範囲内でFIT制度からの支払いを受け、非バイオマス発電部分(FIT買取上限の範囲外)については容量市場からの支払いを受ける ・買取上限の設定を行わず、実績のバイオマス発電量に応じてFIT制度に基づく支払いを受けるが、容量市場へは参加をしない （電力・ガス基本政策小委員会第30回制度検討作業部会） https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/030_04_03.pdf	買取上限比率の設定を行わずに容量市場に参加することはできません。
5	14	(6) イ 安定電源において、応札容量まで供給力を提供してもなお、の部分ですが、安定電源が非落札になった場合でも、応札容量以上に出力した部分は、発動指令電源として登録可能でしょうか。	電源等情報の登録時には、安定電源においては、応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に当該応札容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても登録可能です。他方で、安定電源の応札分が非落札となった場合、発動指令電源の1リソースとして電源等リストに登録することはできません。 明確化のため、募集要綱P.42に以下の※の記載を追加します。 ※安定電源においては、アセスメント対象容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に当該容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても電源等リストに登録可能です。一方で、安定電源での応札分が非落札となった場合、発動指令電源の1リソースとして電源等リストに登録することはできません。
6	18	・説明会資料では、提出書類一覧に、託送供給承諾のお知らせ等の記載がありました。募集要綱への追記をご検討いただけますでしょうか。	ご指摘を踏まえて、3.電源等情報の登録 中の安定電源、変動電源（単独）、変動電源（アグリゲート）の提出書類を追加いたします。
7	18	・18頁：電源等情報（詳細情報）－ 発電方式の区分 ― 石炭火力発電の設計効率 【コジェネ熱利用の設計効率の考慮】 コジェネ熱利用については、設計効率から除外されていますが、自家発の余剰分が容量市場の対象になるのであれば、共同エネルギー事業のコジェネ熱利用の場合には、コジェネ熱量を設計効率に考慮すべきと考えます。何となれば、当社のような共同エネルギー事業の場合には、熱利用が前提で設計されており、熱利用が無くなった場合には、事業の廃止が前提となっておりますので、自家発（自家消費が無くなったら廃止される前提）と同じ前提となります。当社のコジェネ熱利用の発電設備は、蒸気の抽気を前提として設計されていますので、コジェネ熱利用での設計効率が基本となっています。ご一考願います。	石炭火力発電の設計効率の審査の基準については、資源エネルギー庁にご確認ください。

No.	頁	ご意見	回答
8	31	メインオークション募集要項 第6章 落札電源および約定価格の決定方法 「③当該エリア内の落札、非落札は実効性達成率の高い順に落札電源とします。なお、実効性達成率※1は以下の式で算定します。」 発動指令電源は電源のみとDRを含む場合で事業者コードを変更することが貴機関より要請されているが、上記の判定は事業者ごと（法人名ごと）・事業者コードごとのいずれで算定されるか。	事業者コードではなく事業者毎で算定いたします。
9	31	発動指令電源の実効性達成率に応じた優先約定について、計算式（当該事業者の対象実需給年度2026年向け実効性テスト後のアセスメント対象容量）の※2における"アセスメント対象容量"は※3調整係数反映前の容量(=応札容量kW)と同意という理解で良いか。その場合、今後の実効性テストにおいては実効性達成率を向上させるためには、"容量確保契約容量"ではなく調整係数反映前の"応札容量"=実効性テスト時の期待容量を目指して対応することが考えられるか。	※2におけるアセスメント対象容量は調整係数反映前の容量となります。
10	31	・募集要項（案）の31ページにある、実効性達成率の有効桁数は何桁となりますでしょうか。	実効性達成率は、小数点第11位を四捨五入します。 ご指摘を踏まえて、募集要綱にその旨の記載を追加します。
11	41	4－1（1）ウ。 実効性テストの実施時期については、需給状況が平常に近く、かつひっ迫リスクが現実的に存在する時期を選定するなど、制度運用上の柔軟な配慮を求めます。 実効性テストは実需給年度の2年度前の特定期間中に実施されることが明記されています。過年度までの意見募集回答では、発動指令電源について、『実効性テストが発動されるタイミングについて、ベースラインが低くなる可能性の高い時期の発動を避けるべきではないか。』という意見に対し、『制度上は安定電源等の突発的な脱落時にも発動される可能性があるため、「いつでも備えるべき』』との回答がなされてきたかと存じます。しかし、実際には多くの場合、需給ひっ迫時に発令されているのが現状である認識です。この実態を踏まえれば、実効性テストも需給ひっ迫が起こり得る状況に近い条件下で実施されることが、制度の目的に沿った評価につながると考えます。 過去の夏季の実効性テストでは、例年より気温が低い時期や盆休み明けなど、需要が平常より低下するタイミングで実施されたことがありました。この場合、ベースラインが低くなりやすく、供出ポテンシャルが過少に評価される懸念があります。これは、発動指令電源の本来の供給力を正しく反映しない結果を招いている可能性があります。 また、実効性テストの結果は容量市場における需要家の報酬や評価に直結するため、テスト時期が不適切で事業者の供給力が過小評価される場合、市場参加のインセンティブ低下を招くおそれがあります。これは、長期的には供給力確保に悪影響を及ぼすと考えます。	発動指令電源は、実需給期間の1年を通じて、天候や予備率だけでは予測できない突発的な電源脱落による需給ひっ迫時も含めて供給力を供出していただく必要がある仕組みとなっているものです。ご意見いただいた事例により、再テストが必要な場合は、属地一般送配電事業者へ再テストの申込をしてください。
12	41	4－1（1）ウ。 実効性テストの時期について、夏季又は冬季どちらかの期間中待機ではなく、期間の中で実施月を選択できるようにしていただきたい。 例えば業務用ビルの場合、7月と8月は電力需要が高く供出ポテンシャルが期待できますが、9月は気温の低下もあり供出ポテンシャルが期待できません。 そのため、7月のみを実施月として選択できれば、電力需要が高い時のポテンシャルを評価することができます。 電源脱落を除いて、一般的には電力需要が高い時に発動指令が出ると想定されるため、実効性テストも同条件で実施できるようにすることが必要と考えます。	発動指令電源は、実需給期間の1年を通じて、天候や予備率だけでは予測できない突発的な電源脱落による需給ひっ迫時も含めて供給力を供出していただく必要がある仕組みとなっているため、原案のとおりとさせていただきます。
13	41	電源区分が発動指令電源の場合、実需給2年度前に実効性テストの対応が必要となるが、実効性テストの実施日の事前予告がない中、先に落札済の需給調整市場に基づく調整指令と実効性テストの発動指令が重複した場合、落札商品(一次等)によっては調整指令を優先すると、実効性テストが不合格、市場退出となってしまう状況である。 過年度に実効性テスト対応に1回以上合格しているものと同じ電源かつ期待容量以下の確保契約容量kWである場合、実効性テスト対応を免除できないか。もしくは免除できないのであれば、需給調整市場の入札前に実効性テストの予告を受けられる運用とできないか。なお、実需給年度においては、需給調整市場に基づく調整指令と実効性テストの発動指令が重複した場合、調整指令を優先して問題ない認識である。	需給調整市場に基づく調整指令と実効性テストの発動指令が重複した場合であっても、実効性テストの結果は計量値にて算定します。なお、夏季及び冬季それぞれ1回に限り、実効性テストの再実施を受けることができます。 また、実効性テストの実施年度において、実需給期間中のリクワイアメントに基づく発動指令対応実績があり、電源等リストの構成が同一であれば、実需給期間での実績を実効性テストの代替として報告可能です。但し、実効性テストは、発動指令電源の電源等リスト単位の期待容量を確定させることを目的としているため、この場合でも各リソース計量実績に基づく期待容量評価となります。
14	44	4－1（1）ウの※部。 発動指令の設定時間は9時から20時まで（土曜、日曜日、及び祝日を除く。）と記載があります。ここに、電力需給ひっ迫警報が発令された翌日には実効性テストを実施しない旨を明確に規定いただきたい。 需要家側としては、実需給期間中において需給ひっ迫警報が発令された場合、保有する全てのDRリソースをひっ迫対応に集中するよう努めます。一方、実需給期間前において、電力需給ひっ迫対応と実効性テスト対応が同日中に求められた際には、両対応に要するDRリソースの適切配分が困難となり、ついては需給ひっ迫時の安定供給確保という本来の目的にも支障を来す状況が危惧されるためです。	実需給においては、需給ひっ迫警報発令中に発動指令がある場合も想定されます。このため、電力需給ひっ迫警報が発令された翌日であっても、実効性テストが実施される可能性はあります。再テストが必要な場合は、属地一般送配電事業者へ再テストの申込をしてください。

No.	頁	ご意見	回答
15	45	4－1 （2）ウ（イ）。 実効性テスト再実施の希望連絡期限を、現行の「1 週間後」から「7 営業日以後」へ変更いただきたい。 （営業日の定義は容量確保契約約款案に記載の『土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日に加えて、1月2日～3日、12月29日～31日以外の日』） 発動指令電源提供者が複数のRA先（需要家や第三者）を含む構成となっている場合、再実施の要否判断や関連情報の収集・確認には、関係者との調整や確認作業が必要であり、現行の「1 週間後」では対応が困難です。また、休日が含まれる日数によって実質の対応可能日数が異なるため、公平性を欠く恐れがあります。 そのため、営業日ベースでの期限設定としていただきたいです。 加えて、7 営業日以後とすることで1 週間以上の時間を確保し、円滑な対応が可能となると考えます。 再実施を希望する場合には、初回の実効性テストの結果を踏まえ、再度リスク評価やテスト体制（指令対応体制）の再構築を行う必要があります。これは電源提供者としての安定的な需給応答のために不可欠な工程であり、一定のリードタイムを要するためです。 また、容量確保契約約款案では、「営業日」の定義を明示しており、制度運用においても営業日ベースのスケジュール設定が基本とされています。再実施連絡期限についてもこの考え方に準じることで、他の運用ルールとの整合性が保たれ、関係者の理解・遵守が促進され则认为します。	休日を加味したうえで一週間と設定しております。このため、現行のとおりとさせていただきます。
16	45	4－1 （2）ウに関する全般。 実効性テストにおける公平な取扱いの仕組みの導入と情報開示を実施いただきたい。 現状、実効性テストは必ずしも需給が逼迫したタイミングで発令されるとは限らず、市場約定価格よりもネガワット調整金が高額となる、いわゆる逆鞘が発生するケースが多く見受けられます。そのため、発動指令電源の実効性テストにおいては、ネガワット調整金の免除、または事後的な相当額の補填といった仕組みの導入を強く要望します。 また、ネガワット取引ガイドラインでは、ネガワット調整契約に関して公正な契約関係を確保するための指針が示されておりますが、実効性テストに関しても同様に、事業者間の力関係により不当な利害関係が生じないよう、公平性を担保するガイドラインの策定をお願いします。現状のままでは、アグリゲータ側が市場価格とネガワット調整金の逆転による損失（逆鞘）を被る可能性があり、結果として不適切な事業者間契約につながるリスクがあります。加えて、容量市場における業務遂行にあたり、社内リソースやシステム開発等の計画立案に資するためにも、実効性テスト発動の詳細等について、検証レポート等による情報開示を求めます。	実効性テストは、発動指令電源の電源等リスト単位の期待容量を確定させることを目的としており、そういったリスクも踏まえ、容量市場へ応札してください。また、契約関係については、事業者間にて調整してください。
17	49	「（イ）発電余力の卸電力取引所等への入札」における「卸電力取引所等に売り入札する量を減少できる場合」として記載がある「事業者の責によらない充電制約」は需給バランスや系統混雑起因によって充電が禁止されることを指すか。または電源種別が蓄電池の場合において、蓄電池の劣化による出力、容量の低下や蓄電池の充放電回数（サイクル数）の制限は含まれるか。	蓄電池の劣化による出力、容量の低下や蓄電池の充放電回数（サイクル数）の制限は事業者の責によらない充電制約には該当しません。容量の低下や蓄電池の充放電回数（サイクル数）の制限を考慮して応札容量を設定してください。
18	50	ウ（ア）3)「発動指令電源リクワイアメントに関わらず経済的ペナルティの対象外」について、想定される具体例を記載いただきたい。	募集要綱、容量確保契約約款に記載の「属地一般送電事業者による発電指令の概要」にあてはまらないものが対象となります。具体例としてはこれまでに公表している業務マニュアルも参照してください。
19	50	広域予備率低下に伴う供給力提供通知は、発電事業者に対して需給ひっ迫のおそれがあることを伝え、ペナルティ付きで具体的なアクションを求めるものであるため、通知の信頼性を高める必要があると考えます。 様々な対策により昨年度前半のような供給力提供通知が頻発する状況は改善されたと認識しておりますが、一方、実際の広域予備率とは乖離した供給力提供通知が発出される状況は継続している印象がございます。 あくまで一例ですが、今年もGW夜間（5月2日、5月4日）といった一般的には十分な予備力が存在するとされる時間帯において、低予備率アセスメント対象コマが発生しましたが、最終的な当該コマの広域予備率実績は22.00～38.15%まで上昇しておりました。また、3月7日においては、再エネ抑制と供給力提供通知が同一日に発出されておりました。 供給力提供通知の信頼度を維持するためにも、低予備率アセスメント対象コマとなったものの結果として十分な広域予備率が確保されたコマにおいて、供給力提供通知の発出は適切であったのか、現在の供給力提供通知のあり方に課題がないか等について、ご検証いただけないでしょうか。	第87回電力・ガス基本政策小委員会や第107回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会での対応策等の議論を参照ください。
20	64	メインオークション募集要項（様式3）発動指令電源のビジネスプラン申請書についてについての質問です（左追加オークションの要綱の意見募集となっているためこちらに記載します） 「※5 計量単位の期待容量が1,000kW以上の安定的な供給力を提供するもの（1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有する蓄電池）は、安定電源としての参加が基本となります。」とは、当該蓄電池の発動指令電源としてのリソース参加を妨げるものではないとの理解して相違ないか。過去来蓄電池の電源区分の選択においては、安定電源もしくは発動指令電源を選択でき、この区分の変更は明確に議論されていないとの理解のため念のため確認いたします。	発動指令電源として登録可能な発電リソースは、「安定的に電気を供給することが困難な事業用電気工作物」「期待容量が1,000kW未満の発電設備等」となっています。基本的に、期待容量が1,000kW以上の安定的な供給力を提供するもの（1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有する蓄電池）は、上記要件に該当しないと考えます。適切な電源等区分にて登録してください。